

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月28日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第1号

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（給与条例第16条第5項の規則で定める勤務）</u></p> <p><u>第16条の3 給与条例第16条第5項の規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。</u></p> <p><u>(1) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（任命権者が定める職員を除く。）当該月における日曜日</u></p> <p><u>(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第4条の規定の適用を受ける職員として勤務した者 週休日のうち、あらかじめ任命権者が定めた日</u></p> <p><u>(3) 当該月における週休日の振替（北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年北上地区消防組合規則第3号）第3条第3項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が第1号又は第2号の日であるものに限る。）により週休日（勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。）に変更された日</u></p>	

様式第3号の1 (第14条関係)

時間外勤務等記録簿

所属 命 令 書 印	勤務すべき時間		職 務 の 区 分	勤務の区分					氏名	確認印			
	月日	曜日		勤務時間	時間外勤務					休日勤務	従事事務の内容	係長	担当者
					125 100	135 100	150 100	160 100					
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										

※ 累計時間欄が60時間を超えた場合は、様式第3号の2へ記入する。

様式第3号の1 (第14条関係)

時間外勤務等記録簿

所属 命 令 書 印	勤務すべき時間		職 務 の 区 分	勤務の区分					氏名	確認印			
	月日	曜日		勤務時間	時間外勤務					休日勤務	従事事務の内容	係長	担当者
					125 100	135 100	150 100	160 100					
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										
	/		当・非 土・日										

※ 累計時間欄が60時間を超えた場合は、様式第3号の2へ記入する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。